



働くという未来への歩みに
安心感と喜びを

令和8年10月号

未来歩 だより

労働紛争、金銭目的以外が大幅増加！ その背景とは？

最高裁判所事務総局によると、令和7年の全国の労働関係訴訟の件数は4112件となり、平成4年以降で最多となった昨年の4214件に次ぐ多さとなっています。また、裁判よりも迅速な解決を目指す制度「労働審判」は3447件で、昨年よりも微増となりました。

ここで注目すべきはその内訳です。訴訟も労働審判も、最も多くを占めたのはやはり金銭目的（賃金や退職金など）でこれは例年とおりののですが、地位確認（解雇無効により労働者としての地位を争うもの等）など金銭目的以外の案件が大幅に増加しているのです。

総件数の増加についてはAIの出現が一因の可能性もありますが、労働専門の弁護士の先生に聞くと、ところによると現時点では本人訴訟の場面でAIの活用がみられる事案は多くはないそうです。

では、なぜ総件数が伸びているのでしょうか。要因の一つに、近年の労働法の複雑性が挙げられます。毎年行われる法改正により法令遵守体制の維持が困難となり、またリスク管理の観点の欠如につながることで、労務管理体制に隙が生まれていると考えられます。これは金銭目的以外の案件が激増している点からも顕著と言えます。

紛争が起きて良いことは一つありません！ぜひ一緒に、自社を守る体制づくりをしませんか。



助成金や労務情報を積極的に
お届けする「提案型」の
社労士事務所です！

代表 特定社会保険労務士
かいとうあゆみ
皆藤 歩



「手間のかかる労務管理をアウトソーシングしたい」
「助成金を活用したい」といった具体的なお話から
「法律や人のことに悩まずに事業をしたい」
「人材確保と定着のために、法令遵守だけではなく
プラスアルファの取り組みをしたい！」
といったご相談まで、お気軽にお聞かせください。

社会保険労務士事務所 未来歩

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-17-11

<https://miraif-sr.com/>



今月のひとこと

度重なる台風や連日の悪天候、インフルエンザの早期流行など例年の傾向とは違う事態が起きていますね。これまでとおりの考え方や対策では対応が困難なのは労務管理の場面だけではなく日常生活でも言えることかもしれません。